

## 政策Ⅱ-1-(3)-①

### 1. 政策及び目標等

政策	証券取引法に基づくディスクロージャーの充実
達成すべき目標	投資家に対し投資判断に必要な情報が提供されること
目標設定の考え方及びその根拠	有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資家はその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資家保護を図ることを目指す。
測定指標	投資家保護を図るための制度整備の進捗状況等

### 2. 17年度重点施策等

17年度重点施策	証券取引法に基づくディスクロージャー制度の整備及びEDINETの整備
参考指標	金融審議会企業会計審議会での検討状況 改正証取法に係る政令及び府令の状況 EDINET情報公開サイトへのアクセス件数

### 3. 政策の内容

証券取引法上のディスクロージャー制度は、投資家に対し投資判断に必要な情報を提供するものであり、その効率的な運営は公正・透明な証券市場の維持と幅広い投資家の保護の為には必要不可欠なものです。こうした観点から、ディスクロージャー制度の不断の整備を図ることとしています。

また、ディスクロージャーの電子化は、発行体企業における開示手続や投資家等への企業情報の提供等を迅速化・効率化し、これにより、投資拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待されます。こうした観点から、EDINET(電子開示システム)を利用したディスクロージャーの電子化を推進することとしています。

### 4. 現状分析及び外部要因

#### (1) ディスクロージャー制度全般

平成16年秋以降、証券取引法上のディスクロージャーをめぐって不適正な事例が相次いで生じ、ディスクロージャー制度の信頼性を確保するための一層の取組み

が求められています。

また、最近の企業の合併・買収をめぐる動きとこれに伴う公開買付規制にかかる議論は、公開買付規制のあり方について再点検を行っておく必要がないかとの論点を提示しています。

更に、中長期的な視点で見ると、我が国の金融システムを巡る局面が、不良債権問題への緊急対応から望ましい金融システムを目指す未来志向の局面に転換しつつある中、貯蓄から投資への動きを加速するため、証券市場のインフラ整備が一層重要となっています。

## (2) ディスクロージャーの電子化

ディスクロージャーの電子化は 13 年 6 月より順次実施され、主要な開示書類が電子化されるとともに、16 年 6 月には有価証券報告書、有価証券届出書等について EDINET(電子開示システム)による提出が義務化されました。

こうした中、17 年度においては、

- ① 「今後の行政改革の方針」(16 年 12 月 24 日 閣議決定)において、各府省の業務・システムの最適化計画を 17 年度末までの出来る限り早期に策定するとともに、当該計画に基づき可能な限り早期に最適化を実施することとされています。これを受け、EDINET についても「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」を策定し、18 年 3 月 28 日に公表しています。今後は当該計画に基づき、可能な限り早期に最適化を実施することが必要と考えています。
- ② 証取法関連法令の改正に伴う様式の追加・変更、セキュリティ対策等、EDINET の更なる基盤整備が必要と考えています。

## 5. 事務運営についての報告及び評価

### (1) 事務運営についての報告

#### ① 証券取引法上のディスクロージャー制度の整備

ア. 公開買付制度・大量保有報告制度等のあり方について、17 年 12 月 22 日に公開買付制度等ワーキング・グループから金融審議会第一部会に報告がなされました。

この報告に示された考え方に沿って、公開買付制度・大量保有報告制度等について法制上の見直しが必要な点については、「証券取引法等の一部を改正する法律案」に盛り込み、18 年 3 月 13 日、国会に提出しました(同法律案は 6 月 7 日に可決・成立し、6 月 14 日に公布されました)。

イ. 同法律案において、上場会社等に対し、四半期ごとに当該会社の属する企業集団の財務内容等を記載した四半期報告書の提出を義務付けるとともに、事業年度ごとに当該会社の財務計算に関する情報の適正性を確保するために必要な体制について評価した内部統制報告書を監査法人等の監査証明を受けた上

で提出することを義務付けました。

ウ. このほか今回の改正に先立ち、17年の第162回国会において成立した「証券取引法の一部を改正する法律」において規定された親会社情報の開示、英文開示制度及び継続開示義務違反に対する手続き等を定めた「証券取引法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」及び「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」を整備し、17年11月30日に公布しました。

## ② EDINETの整備

EDINETについては、

ア. 開示情報の二次利用性を高め、開示書類等利用者の利便性向上等を目的としてXBRLを導入すること、

イ. 類似機能の統廃合によるコスト削減等を図るため、システムを再構築すること、

を基本理念とした「有価証券報告書等の業務に関する業務・システム最適化計画」を策定しました。

また、引き続き、証取法関連法令の改正に伴う対応やセキュリティの強化等、システム基盤の整備を行いました。

## (2) 評価

### ① 投資者保護を図るための制度整備の進捗状況

証券取引法上の開示制度について

ア. 公開買付制度について、市場内外の取引を組み合わせた買付けへの対応、投資者への情報提供の充実、公開買付期間の伸長、公開買付けの撤回等の柔軟化、応募株式の全部買付けの一部義務化、買付者間の公平性の確保等、

イ. 大量保有報告制度について、特例報告に係る報告期限・頻度の見直し、特例報告制度が適用されない「事業支配目的」の明確化、大量保有報告書の電子提出の義務化等、

ウ. 四半期報告制度の導入及び財務報告に係る内部統制の強化等に関する制度整備（20年4月1日以降に開始する事業年度から適用）、

等の制度整備が進み、開示の充実が図られるものと考えています。

### ② 投資判断に必要な情報の提供状況（EDINETサイトへのアクセス件数等）

13年6月の電子化の適用開始当初、EDINETによる開示書類等の提出会社数（内国会社）は約500社（13年6月末）でしたが、システムの継続的整備・改善により、16年6月末には約4,400社、17年6月末では約4,900社へと増加し、18年6月末には約5,100社を超えています。

また、提出会社数の増加及び開示書類等蓄積データの増加に伴い、インターネットを通じた EDINET 情報公開サイトへのアクセス件数（月平均）も、15 事務年度（15 年 7 月～16 年 6 月）は約 97,000 件、16 事務年度は約 152,000 件と増加し、17 事務年度は約 277,000 件と大幅な増加傾向にあります。

これらの数字は、ディスクロージャーの電子化の推進による投資判断に必要な情報の提供の効果を表しているものと考えています。

#### 【資料 1 EDINET 情報公開サイトへのアクセス件数】



## 6. 今後の課題

### (1) ディスクロージャー制度の充実

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に向け、政令、内閣府令の整備を行う必要があります。

具体的には、

#### ① 公開買付制度・大量保有報告制度

証券取引法等の一部を改正する法律において公開買付制度・大量保有報告制度についても見直しが行われたことに伴い、政令や内閣府令について、公布後六月以内（公開買付制度等）あるいは一年以内（大量保有報告の特例報告制度等）とされる施行までに改正を行う必要があります。

#### ② 四半期報告制度

四半期報告書の提出手続、様式等を政令及び内閣府令で規定する必要があります。

#### ③ 内部統制報告制度

内部統制の有効性に関する経営者の評価及び公認会計士による監査の基準や

内閣府令を策定するとともに、基準を実務に適用していくに当たっての詳細な実務上の指針（実施基準）を整備する必要があります。

④ 確認書制度

確認書の様式等を定めるための内閣府令を定める必要があります。

⑤ 特定有価証券（注）に係る開示制度の整備

金融商品取引法において有価証券の範囲が拡大されることにより、新たに開示規制の対象となる特定有価証券に係る開示書類の様式を内閣府令で規定する必要があります。また、特定有価証券についてよりきめ細かな情報開示を行う等の観点から、特定有価証券全体の開示内容の見直しを行う必要があります。

（注）発行体の保有する資産をその価値の裏づけとする資産金融型証券（ファンド、ABS等）

以上を踏まえ、19年度において、適正なディスクロージャーの確保を図るための機構定員要求を行う必要があります。

（2）ディスクロージャーの電子化

① 「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づき、18年度～19年度の2年間をかけて、XBRLの導入及びそれに伴うシステムの再構築等を実施していく必要があります。

② また、引き続きアクセス件数の増加に対応するため、システムの増強、セキュリティの強化等、基盤整備を行う必要があります。

以上を踏まえ、19年度において、有価証券報告書等電子開示システム開発業務庁費の予算要求を行う必要があります。

## 7. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっているが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

## 8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

金融審議会企業会計審議会

EDINETの高度化に関する協議会

## 9. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ 一投資サービス法（仮称）に向けて一金融審議会金融分科会第一部会報告の公表について（17年12月22日）
- ・ 金融審議会金融分科会第一部会「中間整理」の公表について（17年7月7日）
- ・ 企業内容等の開示書類の提出をEDINETにより行った会社数の推移
- ・ 行政サービスの一環として行われているインターネットによる EDINET 情報の提供に対するアクセス件数

## 10. 担当部局

総務企画局企業開示課